

【利用者用】

こども^{☆☆}も^{☆☆}誰^Qでも^{☆☆} 通園制度

こども誰でも通園制度とは

こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況の有無や理由に関わらず、0歳6ヶ月から満3歳未満までのこどもが保育所等に月一定時間まで通うことができる新たな制度です。

実施施設

川北町立中島保育所 川北町立川北保育所 川北町立橋保育所

対象児童

保育所等に通っていない0歳6ヶ月～3歳未満のこども

利用時間

- ・こども1人につき、月10時間まで利用可能です。
※未利用時間があっても、翌月に繰り越すことはできません。
 - ・月曜から金曜 8:30～16:30
 - ・土曜 8:30～12:30
- ※祝日等除く

利用料金

こども1人1時間300円
※給食代(200円)等かかる場合があります。

【利用者用】

利用の流れ

1. 利用申請

はじめて利用するときは、事前に町へ利用申請を行い、利用認定を受ける必要があります。申請に関しては、川北町役場住民課または各保育所にお問い合わせください。

2. 初回面談

初回の利用には、利用施設との面談が必要になります。まずは面談の予約をし、お子さんの様子等お伺いします。

3. 利用日の予約

利用施設に連絡し、空き状況をご確認ください。

4. 当日の利用

利用にあたっての注意事項

- ・月10時間を超えての利用はできません。(一時預かり事業を利用する方法があります。)
- ・初回もしくは慣れるまでの複数回、親子通園となる場合があります。
- ・キャンセルする場合は、事前に施設に連絡してください。
- ・利用にあたり、希望する日時に予約が取れない場合があります。

一時預かり事業との違い

- ・一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。
- ・一時預かり事業は1日単位でのお預かりなのに対し、こども誰でも通園制度は1時間単位で柔軟に利用することができます。

お問い合わせ先

・川北町役場住民課

石川県能美郡川北町字壱ツ屋174番地 (TEL:076-277-1126)

・川北町立中島保育所

石川県能美郡川北町字中島へ2番地2 (TEL:076-277-5047)

・川北町立川北保育所

石川県能美郡川北町字土室丙129番地の1 (TEL:076-277-1451)

・川北町立橘保育所

石川県能美郡川北町字橘ソ58番地 (TEL:076-277-0311)